

発言通告書 (本会審議となった案件に対する発言者及び発言要旨)

令和8年第2回臨時会

議員名	発言対象案件・要旨等
1 番 山敷 恵 (市民の声)	<p>【発言対象案件】 議案第2号</p> <p>【件名】 高石市市税条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>【要旨】 この条例は軽自動車取得税あらため環境性能割とされていた、取得時に課されていた税金を廃止するもので、自動車購入促進を主旨として改正されたと理解している。</p> <p>環境性能割と種別割に分けて課税されていたものが、種別割に一本化され「軽自動車税」として4月1日から施行されていた。</p> <p>しかし専決された条例には瑕疵があった。 このような瑕疵が見過ごされ、専決されたのはなぜか。 どのような過程で専決されたのかについて詳細な説明を求める。</p> <p>租税条例主義に鑑みて不適切この上ない状況が生まれている。 条例施行後、この瑕疵のある条例を根拠に課税された軽自動車購入事例はあるのか。</p> <p>市民の財産権に大きく影響する課税の根拠として定められている市税条例に瑕疵があるというのは許されない事態。</p> <p>誤った文言のまま市長印を押印し、公布・施行してしまった事実は、本市の法務体制、ひいては市長の管</p>

理監督体制が十分に機能していないことの証明ではないか。

追加議案の提出を諮る本日の議運で市長からは「市民生活に影響が生じるものではないが」との発言があったが、市税条例の瑕疵は市民生活に直結し、瑕疵のある条例を根拠にした課税は正当性が揺らぐのではないか。法治行政の現場において絶対に許されるものではないと考えるが如何か。

また原因のひとつとして、以前の議案の取り下げ・再提案の時にも指摘したが、目玉事業への資源偏重により、基礎的な、つまり地味だが重要な経常的な事務の執行体制が脆弱化しているということはないか。人事配置についても省みる点があるように見受けるが、行政の受け止めは如何か。

経常的な事務に通じた人員の育成に忍耐と節度を持って取り組む姿勢が市民生活を支える質実剛健で安心できる行政を創る。市民の生命・財産を守るという行政としての1丁目1番地に立ち返って人事を含めた庁内体制を、これを機に見直す必要性について見解を問う。

既に条例は施行されており、瑕疵のある文言のまま運用されていたことを考えるとその期間の課税処分の法的根拠に揺らぎが生じることを危惧する。

実例の有無にかかわらず本条例に遡及措置を盛り込む必要はないのか。

議員名	発言対象案件・要旨等
<p>12番 永山 誠 (大阪維新・無所属の会)</p>	<p>【発言対象案件】 議案第2号</p> <p>【件名】 高石市市税条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>【要旨】 ここ数年、些細な事とは言えミスが多い様に感じる。人は誰しも失敗をするものと思うが、気の緩みがあるのではないか？ 担当者のみならず上位者のチェック体制も含めて、改めて見直さなければならないのではないか。 また問題が発覚した際の対応に関しても、真摯に且つ迅速に対応すべきである。悠長な考えが見受けられると事の重大さを認識出来ていないと受け止められる事になり、よってこの様なミスが起こっていると考えられても不思議ではない。 猛省をして頂き、今後同様の事が起こらない様に対処する事と、今後も問題があった際には迅速に対処する事を強く求める。</p>

- ・上記は発言の順番を表したものではありません。
- ・発言時間は1人30分以内（答弁を含む）。